

平成四年通商産業省令第八十号

計量単位規則

計量法（平成四年法律第五十一号）第六條、第七條、第九條第一項及び附則第七條並びに計量單位令（平成四年政令第三百五十七号）第七條第二号及び第三号、第十條並びに第十二條第一号の規定に基づき、計量單位規則を次のように定める。

（織度、比重その他の物象の状態の量の計量單位）

第一條 計量法（平成四年法律第五十一号。以下「法」という。）第六條の經濟産業省令で定める計量單位及びその定義は、別表第一のとおりとする。

（記号）

第二條 法第七條の經濟産業省令で定める計量單位の記号は、次のとおりとする。

一 法第三條及び第四條に規定する計量單位にあつては別表第二に掲げるもの

イ 計量單位令（平成四年政令第三百五十七号。以下「令」という。）第四條第一号に規定する計量單位にあつては前号に規定する計量單位の記号の直前に別表第三に掲げる記号（以下「接頭語の記号」という。）を付したるもの

ロ 令第四條第二号に規定する計量單位にあつては令別表第五の第二欄に掲げる計量單位の記号中の同表の第三欄に掲げる語の記号の直前に接頭語の記号を付したるもの

ハ 令第四條第三号に規定する計量單位にあつてはロに規定する計量單位の記号の直前に接頭語の記号を付したるもの

ニ 法第五條第二項の規定に基づき令第五條に規定する計量單位にあつては別表第四に掲げるもの

四 法第六條の規定に基づき第一條に規定する計量單位にあつては別表第五に掲げるもの

2 法附則第七條の經濟産業省令で定める計量單位の記号は、次のとおりとする。

一 法附則第五條第一項の規定に基づき令第八條に規定する計量單位にあつては別表第六に掲げるもの

二 法附則第六條第一項に規定する計量單位にあつては別表第七に掲げるもの

（特殊の計量に使用する計量器）

第三條 法第九條第一項の經濟産業省令で定める特殊の計量に使用する計量器は、法第五條第二項で定める計量單位それぞれについて令第五條に定める特殊の計量以外の計量に使用されないことが当該特殊の計量に使用される旨の表示その他の当該計量器の外観から明らかなるものとする。

（光度）

第四條 令別表第一第七號の經濟産業省令で定める光度は、その光源の放射する光を構成する波長毎に別表第八に掲げる分光視感効率を用いて次に掲げる方法により算出する。

一 光源の放射する光のスペクトルが連続スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$I = K_m \lambda^2 \int_{\lambda_1}^{\lambda_2} I_e(\lambda) d\lambda$

I は、定めようとする光度を表す値

K_m は、最大分光視感効率

$V(\lambda)$ は、波長 λ の分光視感効率

λ_1 は積分範囲の下限の波長で三百六十ナノメートル

λ_2 は積分範囲の上限の波長で八百三十ナノメートル

$I_e(\lambda)$ は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ における分光放射強度の値

二 光源の放射する光のスペクトルが輝線スペクトルであるものにあつては、左に掲げる式によるもの

$I = K_m \sum_{\lambda} V(\lambda) I_e \lambda$

I、 K_m 及び $V(\lambda)$ は、前号の場合と同じ

I_e, λ は、その光度を定めようとする光源の光度を定めようとする方向における波長 λ の輝線スペクトルの放射強度の値

λ は、波長三百六十ナノメートルから八百三十ナノメートルまでの範囲の波長

（線質係数）

第五條 令別表第一第六十四號の經濟産業省令で定める係数は、別表第九に掲げる線質係数とその他の因子の積とする。

2 前項に規定するその他の因子は、一とする。

（音圧レベルにおける聴感補正）

第六條 令別表第二第六號の音圧実効値に經濟産業省令で定める聴感補正を行つて得られる値は、その音を構成する周波数毎に別表第十に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$P = (M / (P_n \cdot 2 \cdot 10^{a_n} / 10)) \cdot 1 / 2$

P は、音圧実効値に聴感補正を行つて得られる値

P_n は、周波数 n ヘルツである成分の音圧実効値

a_n は、周波数 n ヘルツにおける補正值

（振動加速度レベルにおける感覚補正）

第七條 令別表第二第七號の振動加速度実効値に經濟産業省令で定める感覚補正を行つて得られる値は、その振動を構成する鉛直振動の周波数毎に別表第十一に掲げる補正值を用いて次に掲げる式により算出する。

$A = (M / (A_n \cdot 2 \cdot 10^{a_n} / 10)) \cdot 1 / 2$

A は、振動加速度実効値に感覚補正を行つて得られる値

A_n は、周波数 n ヘルツである成分の鉛直振動の振動加速度実効値

a_n は、周波数 n ヘルツにおける補正值

（非法定計量單位による目盛等を付した計量器）

第八條 令別表第二號の經濟産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器であつて、別表第十二の中欄又は下欄に掲げる表示を付したもののうち法定計量單位により計量することが著しく困難なものに用いるものとして、經濟産業大臣の承認を受けたものとする。

一 輸出すべき機械又は装置を製造する者が当該機械又は装置の購入者の指示により行う設計図面の製作又は補修に用いるもの

二 国、地方公共団体又はこれらに準ずる者が輸出する貨物について当該貨物の仕向地の法令又は確立された國際的基準に従つて行う検査に用いるもの

三 輸出する貨物について当該貨物の購入者又はその指定する者が購入に際してその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前号に掲げるものを除く）

四 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第三條第八號の検査事業を営む者が輸出する貨物の船積又は輸入する貨物の陸揚げを行うに際してその貨物の容積又は質量の検査に用いるもの（前二号に掲げるものを除く）

第九條 令別表第三號の經濟産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

一 令第七條第一号及び第二号の計量器を使用する者又は製造し若しくは修理する者が用いる計量器であつて經濟産業大臣の承認を受けたもの

二 都道府県知事の用いる計量器であつて經濟産業大臣に届け出たもの

（輸入された商品）

第十條 令第十條の經濟産業省令で定める商品は、次のとおりとする。

一 半導体製造装置及びその部品

二 植物油脂及び加工油脂

三 とうもろこし

四 豆類及びその調製品

五 調製穀粉

六 野菜及びその加工品

- 七 果実及びその加工品
- 八 生鮮肉類及び肉製品
- 九 魚類、えび類及びかに類並びにこれらの加工品
- 十 茶、コーヒー及びココアの調製品
- 十一 香辛料
- 十二 めん・パン類
- 十三 菓子類
- 十四 酪農製品
- 十五 ソース
- 十六 加工卵製品
- 十七 調味料関連製品
- 十八 アルコールを含まない飲料
- 十九 食料品のかん詰及びびん詰（他の号に掲げるものを除く。）
- 二十 化粧品（第二十三号に掲げるものを除く。）
- 二十一 歯磨き
- 二十二 化粧石けん
- 二十三 医薬部外品であつて次に掲げるもの
- 二十四 口中清涼剤
- 二十五 腋臭防止剤
- 二十六 ヘアカ粉類
- 二十七 育毛剤
- 二十八 除毛剤
- 二十九 染毛剤
- 三十 薬用石けん
- 三十一 薬用化粧品
- 三十二 薬用歯磨き類
- 三十三 スボン（ジーンズパンツに限る。）
- 三十四 哺乳用具
- 三十五 ヤードポンド法による目盛を付した計量器

第十一條 令第十二條第一号の経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる計量器とする。

- 一 令第十二條第一号に掲げるものにあつては、経済産業大臣の承認を受けたもの（ただし、自衛隊が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）
- 二 令第十二條第一号に掲げるものにあつては、自衛隊が武器の一部として用いるもの（そのものが法第十二條第四項の特定計量器（以下「特定計量器」という。）である場合にあつては経済産業大臣に届け出たものに限る。）
- 三 令第十二條第一号に掲げるものにあつては、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三十三号）第二條第一項に規定する独立行政法人（以下この号において「独立行政法人」という。）又は製造事業者が検査に用いるもの（地方公共団体又は独立行政法人が用いるものにあつては経済産業大臣に届け出たもの）、製造事業者が用いるものにあつては経済産業大臣の承認を受けたものに限る。）

附則

- 1 この省令は、法の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。ただし、第二條（別表第四の血圧の計量の項及び人若しくは動物が摂取する物の熱量又は人若しくは動物が代謝により消費する熱量の計量の項の部分に限る。）の規定は、平成十一年十月一日から施行する。
- 2 計量単位規則（昭和二十九年通商産業省令第四十五号）及び計量法施行法第三條、第六條及び第九條第三項の計量等を定める政令（昭和第三十八号通商産業省令第五十号）は、廃止する。

3 平成九年九月三十日までは、別表第四中「生体内の圧力の計量」とあるのは、「生体内の圧力の計量及び真空工学における圧力の計量」とするものとする。

附則（平成二年一月一〇日通商産業省令第二三〇号）
この省令は、平成十三年三月二二日経済産業省令第三四号）
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十三年九月五日経済産業省令第一八九号）
この省令は、計量法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二五年九月二六日経済産業省令第五〇号）
この省令は、計量単位令の一部を改正する政令の施行の日（平成二五年十月一日）から施行する。

別表第一（第一條関係）

一	二	三	四	五	六	七	八
織度 物象の状計量単位 態の量	比重	引張強さ	圧縮強さ	粒度	力率	屈折度	湿度
キログラム毎メートル デニール テクス	（計量単位を付さな い） 重ポーム度 日本酒度	パスカル又はニュ トン毎平方メート ル	パスカル又はニュ トン毎平方メート ル	メートル	（計量単位を付さな い） 比	毎メートル又はデ イ オプトリ	湿度百分率 セルシウス度又は度
定義	キログラム毎メートルの九百万分の一	キログラム毎メートルの十萬三千二百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比 （前段の水の温度は温度を指定したときはその指定の温度、温度を指定しないときは四セルシウス度とする。）	キログラム毎メートルの十萬三千二百二十五パスカルの圧力の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数を減じた値の千四百四十三倍	物質の質量のその物質と十萬三千二百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数から一を減じた値の千四百四十三倍	一から物質の質量のその物質と十萬三千二百二十五パスカルの圧力、四セルシウス度の温度の下において同一の体積を有する水の質量に対する比の値の逆数を減じた値の千四百四十三倍	一平方メートルの初期断面につき一ニュートンの引張強さ	一平方メートルの初期断面につき一ニュートンの圧縮強さ
				ある物質が通過することができるとする最小の方形網目又は円形網目の一辺の長さ又は直径が一メートルであるときの粒度	電力の電力の二乗と無効電力の二乗との和の平方根に対する比	焦点距離が一メートルである屈折度	空気中の水蒸気の分圧のその空気と同一の温度の飽和水蒸気の圧力に対する比の百分が一である湿度 空気中の水蒸気が結露する温度をセルシウス度又は度で表した湿度

九	粒子フル エンス	毎平方メートル	粒子が一平方メートルの大円の断面を有する球形の空間につき一個の割合で入射するときの粒子フルエンス
十	粒子フル エンス率	毎平方メートル毎秒	一秒間に一平方メートルの粒子フルエンス率
十一	エネルギー フルエンス	毎平方メートル毎分	一分間に一平方メートルの断面を有する球形の空間につき、入射するすべての電離放射線のエネルギーの和が一ジュールの仕事に相当するときのエネルギーフルエンス
十二	エネルギー フルエンス率	毎平方メートル毎秒又はワット率	一秒間に一ジュール毎平方メートルのエネルギーフルエンス
十三	放射能濃 度	ベクレル毎平方メートル	一平方メートルにつき一ベクレルの放射能面密度
十四	放射能濃 度	ベクレル毎立方メートル	一立方メートルにつき一ベクレルの放射能濃度

別表第2（第2条関係）

温度	電流	時間	質量	長さ	物象の状態の量	計量単位	記号
ケルビン	アンペア	時 分 秒	グラム トン	メートル	キログラム	m kg	K A h min s t g

質量	物質質量	モル	セルシウス度又は度
角度	ラジアン	カンデラ	°
立体角	ステラジアン	分	'
面積	平方メートル	秒	"
体積	立方メートル	度	°
角速度	ラジアン毎秒	rad	rad
角加速度	ラジアン毎秒毎秒	l又はL	rad/s
速度	メートル毎秒	m/s	m/s
加速度	メートル毎秒毎秒	m/s ²	m/s ²
周波数	ヘルツ	Hz	Hz
回転速度	毎分	min ⁻¹	min ⁻¹
密度	キログラム毎立方メートル	kg/m ³	kg/m ³
波数	メートル	m ⁻¹	m ⁻¹
力	ニュートン	N	N
力のモーメント	ニュートンメートル	N・m	N・m
圧力	パスカル	Pa	Pa
応力	ニュートン毎平方メートル	N/m ²	N/m ²
粘度	パスカル	Pa	Pa
動粘度	ニュートン秒毎平方メートル	N・s/m ²	N・s/m ²
仕事	ジュール	J	J
工率	ワット	W	W
質量流量	キログラム毎秒	kg/s	kg/s
	キログラム毎分	kg/min	kg/min
	グラム毎分	g/min	g/min
	グラム毎時	g/h	g/h

濃度	モル毎立方メートル	mol/m ³
音響パワー	ワット	W
照度	ルクス	lx
輝度	カンデラ毎平方メートル	cd/m ²
光束	ルーメン	lm
放射強度	ワット毎ステラジアン	W/sr
電磁波の電力密度	ワット毎平方メートル	W/m ²
	ワット時	Wh
電力量	ワット秒	Ws
電力	ジュール	J
インピーダンス	ワット	W
電気のコンダクタンス	オーム	Ω
電気抵抗	ジーメン	S
磁束	ウェーバ	Wb
インダクタンス	ヘンリー	H
磁束密度	ウェーバ毎平方メートル	Wb/m ²
起磁力	アンペア	A
磁界の強さ	アンペア毎メートル	A/m
静電容量	ファラド	F
起電力	ボルト	V
電圧	ボルト	V
電界の強さ	ボルト毎メートル	V/m
電気量	クーロン	C
エン트로ピー	ジュール毎ケルビン	J/K
比熱容量	ジュール毎キログラム毎ケルビン	J/(kg・K)
	ワット毎メートル毎度	W/(m・K)
熱伝導率	ワット時	W・h
	ワット秒	W・s
熱量	ジュール	J
	リットル毎時	l/h又はL/h
	リットル毎分	l/min又はL/min
	リットル毎秒	l/s又はL/s
	立方メートル毎時	m ³ /h
	立方メートル毎分	m ³ /min
	立方メートル毎秒	m ³ /s
流量	トン毎時	t/h
	トン毎分	t/min
	トン毎秒	t/s

回転速度	回毎分	r/min又はrpm
振動加速度レベル	デシベル	dB
音圧レベル	デシベル	dB
電磁波の減衰量	デシベル	dB
皮相電力	ボルトアンペア時	VAs
	ボール時	Varh
無効電力	ボルトアンペア	VA
	ボール秒	vars
	ボール分	varh
	ボール時	Var
	レム毎時	rem/h
	レム毎分	rem/min
	レム毎秒	rem/s
	シーベルト毎時	Sv/h
	シーベルト毎分	Sv/min
	シーベルト毎秒	Sv/s
線量当量	レム	rem
	シーベルト	Sv
	レントゲン毎時	R/h
	レントゲン毎分	R/min
	レントゲン毎秒	R/s
	クーロン毎キログラム毎時	C/(kg・h)
	クーロン毎キログラム毎分	C/(kg・min)
	クーロン毎キログラム毎秒	C/(kg・s)
照射線量率	レントゲン	R
	クーロン毎キログラム	C/kg
	グレイ毎時	Gy/h
	グレイ毎分	Gy/min
	グレイ毎秒	Gy/s
カーマ率	グレイ	Gy
	ラド毎時	rad/h
	ラド毎分	rad/min
	ラド毎秒	rad/s
	グレイ毎時	Gy/h
	グレイ毎分	Gy/min
	グレイ毎秒	Gy/s
吸収線量率	ラド	rad
	グレイ	Gy
放射能	ベクレル	Bq
	キュリー	Ci
中性子放出率	毎分	min ⁻¹
	毎秒	s ⁻¹
	グラム毎リットル	g/l又はg/L
	グラム毎立方メートル	g/m ³

別表第5 (第2条関係)		物象の状態の量	計量単位	記号
織度		キログラム毎メートル	kg/m	D
比重		デニール	tex	D
引張強さ		重ボーム度	Bh	Bh
		パスカル	Pa	Pa
		ニュートン毎平方メートル	N/m ²	N/m ²
圧縮強さ		パスカル	Pa	Pa
		ニュートン毎平方メートル	N/m ²	N/m ²
粒度		メートル	m	m
屈折度		メートル	m	m
		ディオプトリー	Dptr又はD	Dptr又はD
湿度		湿度百分率	%	%
		セルシウス度又は度	°C	°C
粒子フルエンス		毎平方メートル	m ⁻²	m ⁻²
粒子フルエンス率		毎平方メートル毎秒	m ⁻² ・s ⁻¹	m ⁻² ・s ⁻¹
		毎平方メートル毎分	m ⁻² ・min ⁻¹	m ⁻² ・min ⁻¹
エネルギーフルエンス		ジュール毎平方メートル	J/m ²	J/m ²
		ジュール毎平方メートル	J/m ²	J/m ²
エネルギーフルエンス率		ジュール毎平方メートル毎秒	J/(m ² ・s)	J/(m ² ・s)
		ワット毎平方メートル	W/m ²	W/m ²
放射能面密度		ベクレル毎平方メートル	Bq/m ²	Bq/m ²
		キュリー毎平方メートル	Ci/m ²	Ci/m ²
放射能濃度		ベクレル毎立方メートル	Bq/m ³	Bq/m ³
		ベクレル毎立方メートル	Bq/m ³	Bq/m ³
		ベクレル毎グラム	Bq/g	Bq/g
		ベクレル毎グラム	Bq/g	Bq/g
		ベクレル毎リットル	Bq/l又はBq/L	Bq/l又はBq/L
		キュリー毎立方メートル	Cl/m ³	Cl/m ³
		キュリー毎グラム	Cl/g	Cl/g
		キュリー毎リットル	Cl/l又はCl/L	Cl/l又はCl/L

別表第6 (第2条関係)		物象の状態の量	計量単位	記号
長さ		ヤード	y d	y d
		インチ	i n	i n
		フート又はフイート	f t	f t
質量		ポンド	l b	l b
		グレイン	g r	g r
		オンス	o z	o z
温度		カ氏度	°F	°F
面積		平方ヤード	y d ²	y d ²
		平方インチ	i n ²	i n ²
		平方フート又は平方フイート	f t ²	f t ²
体積		立方ヤード	y d ³	y d ³
		立方インチ	i n ³	i n ³
		立方フート又は立方フイート	f t ³	f t ³
		米液用オンス	f l o z	f l o z
		英液用オンス	f l o z	f l o z
		ガロン	g a l	g a l
速度		ヤード毎秒	y d/s	y d/s
加速度		ヤード毎秒 ²	y d/s ²	y d/s ²
密度		ポンド毎立方フート又はポンド毎立方フイート	l b/f t ³	l b/f t ³
		方フイート	l b/f t ³	l b/f t ³
力		重量ポンド	l b f	l b f
力のモーメント		フート重量ポンド又はフイート重量ポンド	f t・l b f	f t・l b f
圧力		重量ポンド毎平方インチ	l b f/i n ²	l b f/i n ²
		水銀柱インチ	i n H g	i n H g
		水柱インチ	i n H ₂ O	i n H ₂ O
		水柱フート又は水柱フイート	f t H ₂ O	f t H ₂ O
応力		重量ポンド毎平方インチ	l b f/i n ²	l b f/i n ²
仕事		フート重量ポンド又はフイート重量ポンド	f t・l b f	f t・l b f
熱量		英熱量	B t u	B t u

805	800	795	790	785	780	775	770	765	760	755	750	745	740	735	730	725	720	715	710	705	700	695	690	685	680	675	670	665	660	655	650	645	640	635	630	625	620	615	610	605	600	595	590	585	580	575	570
00000026	00000037	00000053	00000075	00000111	00000155	00000211	00000300	00000420	00000605	00000885	00001200	00001720	00002490	00003610	00005200	00007400	00010500	00014800	00020900	00029300	00041000	00057200	00082100	00119200	00170000	00232000	00320000	00445800	00610000	00816000	01070000	01382000	01750000	02170000	02650000	03210000	03810000	04412000	05030000	05668000	06310000	06949000	07570000	08163000	08700000	09154000	09520000

備考… 該当値がないときは、補間法によって計算する。

別表第9（第5条関係）

175以上	53	23	7	3.5以下
20	10	5	2	1

水中の線衝突阻止能線質係数

備考1… 水中の線衝突阻止能は、荷電粒子が水中を進むとき1マイクロメートルにつき電子との衝突により失う運動エネルギーが、1キロボルトの電位を電子が移動するときに必要とするエネルギーの何倍に相当するかを表す。
備考2… 該当値がないときには、補間法によって計算する。

別表第10 (第6条関係)

200000	160000	125000	100000	80000	63000	50000	40000	31500	25000	20000	16000	12500	10000	8000	6300	5000	4000	3150	2500	2000	1600	1000	補正值	
19.3	16.6	14.3	12.5	11.1	10.0	9.1	8.3	7.6	7.0	6.5	6.0	5.6	5.2	4.9	4.6	4.4	4.2	4.0	3.8	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8

備考… 該当値がないときには、補間法によって計算する。

別表第11 (第7条関係)

80	63	51.5	41.6	33.8	27.0	21.3	16.6	12.9	10.0	補正值
120	118	112	106	100.9	95	90	85	80	75	70

備考… 該当値がないときには、補間法によつて計算する。

別表第十二（第八条関係）

第八条第一号に掲げる計量器	機械装置設計用
第八条第二号に掲げる計量器	輸出検査用
第八条第三号に掲げる計量器	立検査用
第八条第四号に掲げる計量器	検査用

別表第十三（第十一条関係）

第十一条第一項第一号に掲げる計量器	航空用
第十一条第一項第二号に掲げる計量器	自衛隊用
	武器